

○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第八十号）（抄） 新旧对照条文

◎勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）

（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類） 第一条の十三 令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類 は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。 一 （略） 二 持家である住宅の増改築等（法第六条第四項第一号ロに規定する増改築等をいう。以下同じ。）のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出し等をする場合 次に掲げる書類 イ・ロ （略） ハ 当該増改築等に係る工事に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認済証の写し若しくは同法第七条第五項の規定による検査済証の写し又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類の写し（当該増改築等に係る工事に要する費用	（令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類） 第一条の十三 令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類 は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。 一 （略） 二 持家である住宅の増改築等（法第六条第四項第一号ロに規定する増改築等をいう。以下同じ。）のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出し等をする場合 次に掲げる書類 イ・ロ （略） ハ 当該増改築等に係る工事に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認済証の写し若しくは同法第七条第五項の規定による検査済証の写し又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十五項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類の写し（当該増改築等に係る工事に要する費用

が百万円以下である場合には、これらのいずれかの書類又は当該増改築等に係る工事が令第十四条の二各号に掲げるいずれかの工事に該当すること及び当該工事が完了したことを明らかにする書類

(令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替)

第一条の十四の五 令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第十九項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させる修繕又は模様替とする。

(令第十四条の六第三号の厚生労働省令で定める方法)

第一条の十六 令第十四条の六第三号の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫からの貸付けとともに、事業主等若しくは財形住宅貯蓄取扱機関から、又は財形住宅貯蓄取扱機関のあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

四 (略)

(令第十四条の十三第三号の厚生労働省令で定める方法)

第一条の二十 令第十四条の十三第三号の厚生労働省令で定める方法

が百万円以下である場合には、これらのいずれかの書類又は当該増改築等に係る工事が令第十四条の二各号に掲げるいずれかの工事に該当すること及び当該工事が完了したことを明らかにする書類

(新設)

(令第十四条の六第三号の厚生労働省令で定める方法)

第一条の十六 令第十四条の六第三号の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫からの貸付けとともに、事業主等若しくは財形住宅貯蓄取扱機関から、又は財形住宅貯蓄取扱機関のあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

四 (略)

(令第十四条の十三第三号の厚生労働省令で定める方法)

第一条の二十 令第十四条の十三第三号の厚生労働省令で定める方法

は、次の各号に掲げる方法とする。

一・二 (略)

三 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の貸付けとともに、事業主等若しくは財形住宅貯蓄取扱機関から、又は財形住宅貯蓄取扱機関のあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

四 (略)

(令第十四条の二十第三号の厚生労働省令で定める方法)

第一条の二十三 令第十四条の二十第三号の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一・二 (略)

三 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の貸

付けとともに、事業主等若しくは財形住宅貯蓄取扱機関から、又は財形住宅貯蓄取扱機関のあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

四 (略)

第十二条 削除

は、次の各号に掲げる方法とする。

一・二 (略)

三 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の貸付けとともに、事業主等若しくは財形住宅貯蓄取扱機関から、又は財形住宅貯蓄取扱機関のあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

四 (略)

(令第十四条の二十第三号の厚生労働省令で定める方法)

第一条の二十三 令第十四条の二十第三号の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一・二 (略)

三 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の貸付けとともに、事

業主等若しくは財形住宅貯蓄取扱機関から、又は財形住宅貯蓄取扱機関のあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

四 (略)

(勤労者財産形成助成金の支給の請求)

第十三条 法第八条の二第一号の助成金の支給を受けようとする者(以下この条において「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)に提出しなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地（請求者が令第二十九条第三項の事業主である場合には、基金の名称及び事務所の所在地を含む。）

二 請求者の主たる事業の内容

三 請求者の常時雇用する労働者の数

四 令第二十九条第二項の事業主にあつては、次に掲げる事項

イ 労働者財産形成給付金契約に基づき最初に信託金等（法第六条の二第一項第一号に規定する信託金等をいう。以下同じ。）の払込みを行つた日

ロ 令第一条第二項第三号に掲げる信託の受益者等とされた労働者のうち労働者財産形成給付金契約に基づき算定期間（令第二十九条第二項に規定する算定期間をいう。以下この項において同じ。）内にその者のために信託金等の払込みが行われた者であつて継続雇用者（令第二十九条第二項に規定する継続雇用者をいう。以下この条において同じ。）であるもの（その者のために払込みがあつた信託金等の金額が一万円に満たない者を除く。）の氏名

ハ 当該契約に基づき当該算定期間に内に払込みが行われたロに規定する労働者との信託金等の金額

五 令第二十九条第三項の事業主にあつては、次に掲げる事項

イ 労働者財産形成基金契約に基づき基金が払込みを行つた信託金等又は新規預入金等（法第六条の三第三項第二号に規定する預入金等をいう。以下同じ。）に充てるために最初に金銭の拠

出を行つた日

口 令第一条第二項第三号に掲げる信託の受益者等とされた勤労者又は預貯金等に係る受益者とされた勤労者のうち勤労者財産形成基金契約に基づき算定期間にその者のために信託金等又はその者について新規預入金等の払込みが行われた者であつて継続雇用者であるもの（その者のために払込みがあつた信託金等又はその者について払込みがあつた新規預入金等の金額が一万円に満たない者を除く。）の氏名

ハ 当該契約に基づきその者のために払込みが行われた信託金等又はその者について払込みが行われた新規預入金等に充てるため当該算定期間内に口に規定する勤労者ごとに拠出した金銭の額

2 請求者は、前項第二号及び第三号に掲げる事項並びに同項第四号口及び第五号口に規定する勤労者が継続雇用者であることについては当該請求者の事業場又は事務所の所在地を管轄する労働基準監督署その他の官公署の証明を、同項第四号イ及び第五号イに掲げる事項については最初に信託金等又は新規預入金等の払込みが行われた信託会社等又は銀行等の証明を、同項第四号ハ及び第五号ハに掲げる事項については信託金等又は新規預入金等の払込みが行われた信託会社等又は銀行等の証明を受けなければならない。

（勤労者財産形成基金設立奨励金の支給の請求）

第十四条 法第八条の二第二号の奨励金の支給を受けようとする基金

（削る）

は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

- 一 基金の名称、主たる事務所の所在地及び理事長の氏名
二 構成員事業主の氏名又は名称及び住所並びに設立事業場の名称
及び所在地

三 設立の認可を受けた年月日

(財産形成貯蓄活用給付金の支払の対象となる事由)

第十四条の二 法第八条の二第三号の厚生労働省令で定める事由は、
次の各号に掲げる事由とする。

- 一 その一歳に満たない子の養育
二 自己又はその親族（当該勤労者が同居し、又は扶養している者
に限る。）の教育（法第十条の二第一項第一号イに規定する教育
をいう。）
三 自己又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻
関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）
、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び孫（祖父母、兄弟姉妹及び孫
については、当該勤労者が同居し、かつ、扶養している者に限る
。）並びに当該配偶者の父母の介護
四 自己の健康の保持増進（勤労者の健康の保持増進を適切かつ有
効に行いうる機関において行われるものに限る。）

(財産形成貯蓄活用給付金の支払方法及び支払額)

(削る)

(削る)

第十四条の三 法第八条の二第三号の財産形成貯蓄活用給付金は、次

の各号のいずれにも該当する給付金とする。

一 事業主が、労働協約又は就業規則により、その雇用する労働者（所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を当該事業主の事業場を経由して提出する者に限る。）について前条各号に掲げる事由が生じたことにより必要となる資金（財産形成貯蓄活用給付金が支払われることとなる一つの事由に係る額が五十万円以上であるものに限る。以下この条において「必要な資金」という。）に充てるため、一年以上の期間を通じて有しているその締結している労働者財産形成貯蓄契約（法第六条第一項第一号に規定する労働者財産形成貯蓄契約をいう。以下この条において同じ。）に基づく預入等（労働者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等（同項第二号に掲げる生命保険契約等をいう。以下この項において同じ。）又は損害保険契約（同項第二号の二に掲げる損害保険契約をいう。以下この項において同じ。）に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。以下この条において同じ。）に係る預貯金等（労働者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。以下この条において同じ。）の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた後、当該労働者が当該払出し、譲渡若しくは償還又は支払（財産形成貯蓄活用給付金が支払われることとなる一つの事由が生じた日の二月前の日から当該事由が終了した日から起算して二月以内において行われ

(前る)

たものに限る。以下この条において「払出し等」といふ。)に係る金銭(その合計額が五十万円以上であり、かつ、一回あたりの払出し等に係る額が五万円以上であるものに限る。)を充てた場合に、当該勤労者の申出に応じ、支払うもの(財産形成貯蓄活用給付金が支払われることとなる一つの事由が終了した日から起算して一年以内に支払うものに限る。)であること。

二 財産形成貯蓄活用給付金の支払額が、次のイからハまでに掲げる必要な資金への充当に係る金銭の額(その額が勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る預貯金等の払出し等に係る金銭の額を超えるときは、当該払出し等に係る金銭の額)の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額であること。

- | | |
|----------------|----------------|
| イ 五十万円以上百万円未満 | 一万五千円以上九万円以下 |
| ロ 百万円以上百五十万円未満 | 二万五千円以上十五万円以下 |
| ハ 百五十万円以上 | 三万五千円以上二十一万円以下 |

(財産形成貯蓄活用助成金の支給の請求)

第十四条の四 法第八条の二第三号の助成金の支給を受けようとする者(以下この項において「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 請求者の主たる事業の内容
- 三 請求者の資本金の額又は出資の総額及び常時雇用する勤労者の数

四 財産形成貯蓄活用給付金の支払を受けた勤労者の氏名及び当該

勤労者に係る必要な資金への充当に係る金銭の額及び財産形成貯蓄活用給付金の支払額

2 前項の請求書には、同項第四号に掲げる事項を証する書類及び労働協約又は就業規則の写しその他厚生労働大臣が定める書類を添付しなければならない。

(令第二十二条の厚生労働省令で定める割合)

第十四条 令第三十二条の厚生労働省令で定める割合は、三分の二とする。

(令第三十一条の二の厚生労働省令で定める割合)

第十四条の五 令第三十二条の二の厚生労働省令で定める割合は、三分の二とする。

(分譲貸付けを受けようとする者が講ずべき負担軽減措置)

第十五条 令第三十五条第一項の厚生労働省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 令第三十五条第一項第一号に規定する措置（第三号イに規定する措置を講ずる場合を除く。）

二 分譲住宅（令第三十五条第一項第一号に規定する分譲住宅をいう。以下同じ。）の対価の支払は、第十七条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、次に掲げる要件を満たす割賦支払の方法によること。

イ 每年の割賦金の額のうち分譲住宅貸付相当額（令第三十五条第一項第一号に規定する分譲住宅貸付相当額をいう。以下同じ。）に係る割賦金の額は、機構の行う法第九条第一項第一号の

貸付け（以下「分譲貸付け」という。）に係る貸付金の利率を割賦金の算定の基礎とされる金利に相当する率（以下「割賦金利率」という。）として計算した場合の額以下の額とすること。

口 分譲住宅貸付相当額の割賦支払の期間を当該分譲貸付けに係る貸付金の償還期間に相当する期間以上の期間とすること。

三 次のいずれかの措置

イ 当該分譲住宅の譲渡価額を、当該分譲住宅に係る次条の規定により算定される価額から建設費等（令第三十五条第一項第一号に規定する建設費又は購入費をいう。以下同じ。）の七ペーセントに相当する額を控除した額以下の額とすること。

ロ 当該分譲住宅の譲渡価額のうち分譲住宅貸付相当額を控除した額に機構が厚生労働大臣の承認を得て定める率を乗じて得た額以上の金額の支払は、第十七条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、割賦金利率を年七・五ペーセント以下の率及び割賦支払の期間を十年以上の期間とする割賦支払の方法によること。

ハ 当該分譲住宅の分譲を受けようとする勤労者が当該分譲住宅の取得に要する資金を金融機関、保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第二項に規定する保険会社その他資金の貸付けを行う者（以下「資金貸付金融機関等」という。）から借り入れる場合において、その償還が償還期間を十年以上の期間とする割賦償還の方法によることとされるときは、第十七条に規定す

る理由が生ずるに至つた場合を除き、当該償還期間（当該期間が十年を超える場合にあつては、その償還の開始の日から少なくとも十年間）にわたつて、毎年、当該期間に係る償還利息の全部又は一部に充てるため、当該期間に係る償還利息からそれによる金利が年七・五ペーセントであるものとして当該償還利息を計算した場合の額を控除した額以上の金額を、当該労働者に支払うこと。

（分譲住宅の譲渡価額の最高限度額）

第十六条 令第三十五条第一項第一号の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる額を合計した額（特別の事情がある場合において当該合計した額の変更について機構の承認があつたときは、当該変更後の額）とする。

- 一 当該分譲住宅の建設費等
- 二 当該分譲住宅の建設又は購入（当該分譲住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得を含む。）のために借り入れた資金の利息（機構以外の者から借り入れた資金については、その利率を年九ペーセントとして計算して得た額を限度とする。）
- 三 当該分譲住宅の建設費等から前号の借り入れた資金に相当する額を控除した額に利率年七・五ペーセントを乗じて得た額
- 四 当該分譲住宅の建設費等の七ペーセントに相当する額

（分譲貸付けの要件とされる負担軽減措置の除外理由）

第十七条 令第三十五条第一項第二号の厚生労働省令で定める理由は、分譲貸付けに係る労働者の退職及び特別の事情で機構の承認があつたものとする。

(中小企業の事業主の範囲)

第十八条 令第三十五条第一項第二号イ(1)の厚生労働省令で定める額は、三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）とする。

2 令第三十五条第一項第二号イ(1)の厚生労働省令で定める数は、三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）とする。

(中小企業の事業主団体に係る中小企業の事業主の割合)

第十九条 令第三十五条第一項第二号イ(1)の厚生労働省令で定める割合は、三分の一とする。

(分譲貸付けを受けようとする事業主団体が負担軽減措置の全部又は一部を講じていらない場合における事業主が講ずべき負担軽減措置)

第二十条 令第三十五条第二項の厚生労働省令で定める措置は、分譲貸付けを受けようとする事業主団体（法第九条第一項第一号に規定

する事業主団体をいう。以下同じ。）が第十五条第一号及び第二号に規定する措置を講じている場合における次の各号に掲げる措置のうちいづれかの措置とする。

一 分譲住宅貸付相当額の二パーセントに相当する額（当該分譲貸付けを受けようとする者が令第三十五条第一項第二号イ(1)に規定する中小企業の事業主団体である場合にあつては、分譲住宅貸付相当額の一・五パーセントに相当する額）以上の金額を、第十七条に規定する理由が生ずるに至った場合を除き、当該分譲住宅に係る割賦支払の開始の日から十年以上の期間にわたつて、毎年、当該期間に係る割賦金利息（割賦金利率を償還利率として計算した場合における償還利息に相当するものをいう。第二十二条第二号において同じ。）の全部又は一部に充てるため、当該労働者に支払うこと。

二 当該分譲住宅の建設費等の七パーセントに相当する額以上の金額を当該労働者に支払うこと。

三 当該分譲住宅の譲渡価額のうち分譲住宅貸付相当額を控除した額に機構が厚生労働大臣の承認を得て定める率を乗じて得た額以上 の額を、第十七条に規定する理由が生ずるに至った場合を除き、その償還利率を年七・五パーセント以下の率及びその償還期間を十年以上の期間とする割賦償還の方法により、当該労働者に貸し付けること。

四 第十五条第二号へに規定する措置

(転貸貸付けの要件とされる負担軽減措置の除外理由)

第二十一条 令第三十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）の行う法第九条第一項の貸付け（以下「転貸貸付け」という。）に係る勤労者の退職及び特別の事情で機構の承認があつたものとする。

(転貸貸付けを受けようとする者が講ずべき負担軽減措置)

第二十二条 令第三十五条第一項の厚生労働省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 転貸貸付けに係る住宅資金（法第九条第一項に規定する住宅資金をいう。以下同じ。）の償還を、前条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、次に掲げる要件を満たす割賦償還の方法による」とすること。

イ 每年の割賦償還金の額（転貸貸付相当額（令第三十五条第一項第一号に規定する転貸貸付相当額をいう。以下同じ。）を上回る額により当該住宅資金の貸付けを行う場合（以下「増額貸付けを行う場合」という。）にあつては、当該割賦償還金の額のうち転貸貸付相当額に係る割賦償還金の額）は、当該転貸貸付けに係る貸付金の利率を割賦償還に係る償還利率として計算した場合の額以下の額とすること。

ロ （略）

二 次のいづれかの措置

イ 増額貸付けを行う場合には、当該住宅資金の額から当該転貸

(転貸貸付けの要件とされる負担軽減措置の除外理由)

第二十二条 令第三十五条第三項の厚生労働省令で定める理由は、機構の行う法第九条第一項第二号の貸付け（以下「転貸貸付け」という。）に係る勤労者の退職及び特別の事情で機構の承認があつたものとする。

(転貸貸付けを受けようとする者が講ずべき負担軽減措置)

第二十二条 令第三十五条第三項の厚生労働省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 転貸貸付けに係る住宅資金（法第九条第一項第二号に規定する住宅資金をいう。以下同じ。）の償還を、前条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、次に掲げる要件を満たす割賦償還の方法によることとする。

イ 每年の割賦償還金の額（転貸貸付相当額（令第三十五条第三項第一号に規定する転貸貸付相当額をいう。以下同じ。）を上回る額により当該住宅資金の貸付けを行う場合（以下「増額貸付けを行う場合」という。）にあつては、当該割賦償還金の額のうち転貸貸付相当額に係る割賦償還金の額）は、当該転貸貸付けに係る貸付金の利率を割賦償還に係る償還利率として計算した場合の額以下の額とすること。

ロ （略）

二 次のいづれかの措置

イ 増額貸付けを行う場合には、当該住宅資金の額から当該転貸

貸付相当額を控除した額（以下「増額分の額」という。）の償還を、前条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、次に掲げる要件を満たす割賦償還の方法によることとすること。

- (1) 債還利率（償還期間が五年を超える場合にあつては、その償還の開始の日から少なくとも五年間における償還利率）を当該増額分の額の住宅の取得に要する資金をその償還期間を当該増額分の額に係る償還期間と同一の期間として金融機関、保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第二項に規定する保険会社その他資金の貸付けを行う者（以下この号において「資金貸付金融機関等」という。）から借り入れることとする場合に支払うこととなる毎年の利子相当額から当該年に関する転貸貸付相当額の一パーセントに相当する額（その額が三万円を超えるときは、三万円とし、以下「負担相当額」という。）を控除した額を基礎として算定される利率以下の利率とすること。

(2) (略)

口二

(略)

本転貸貸付けに係る住宅資金の貸付けに併せて、住宅又は住宅の用に供する宅地若しくはこれに係る借地権を当該勤労者に分譲する場合には、住宅又は住宅の用に供する宅地若しくはこれに係る借地権の譲渡価額を、住宅にあつては次に掲げる額を合計した額（特別の事情がある場合において当該合計した額の変更について機構の承認があつたときは、当該変更後の額）から

貸付相当額を控除した額（以下「増額分の額」という。）の償還を、前条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、次に掲げる要件を満たす割賦償還の方法によることとすること。

- (1) 債還利率（償還期間が五年を超える場合にあつては、その償還の開始の日から少なくとも五年間における償還利率）を当該増額分の額の住宅の取得に要する資金をその償還期間を当該増額分の額に係る償還期間と同一の期間として資金貸付金融機関等から借り入れることとする場合に支払うこととなる毎年の利子相当額から当該年による転貸貸付相当額の一パーセントに相当する額（その額が三万円を超えるときは、三万円とし、以下「負担相当額」という。）を控除した額を基礎として算定される利率以下の利率とすること。

(2) (略)

口二

(略)

本転貸貸付けに係る住宅資金の貸付けに併せて、住宅又は住宅の用に供する宅地若しくはこれに係る借地権を当該勤労者に分譲する場合には、住宅又は住宅の用に供する宅地若しくはこれに係る借地権の譲渡価額を、住宅にあつては第十六条の規定により算定される価額から、住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権にあつてはその時価から、それぞれ五年分の負担

、住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権にあつてはその時価から、それぞれ五年分の負担相当額を控除した額以下の額とする」と。

相当額を控除した額以下の額とする」と。

とする」と。

(1) 当該住宅の建設費又は購入費（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得費を含む。以下「この号において」とする）

〔建設費等〕という。）

(2) 当該住宅の建設又は購入（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得を含む。）のために借り入れた資金の利息（機構以外の者から借り入れた資金については、その利率を年九ペーセントとして計算して得た額を限度とする。）

(3) 当該住宅の建設費等から前号の借り入れた資金に相当する額を控除した額に利率年七・五ペーセントを乗じて得た額

(4) 当該住宅の建設費等の七ペーセントに相当する額

ヘ 事業主及び当該事業主が構成員である事業主団体（法第九条

第一項に規定する事業主団体をいう。以下同じ。）以外の者から当該転貸付けに係る住宅資金により住宅を取得する場合において、当該住宅の対価の支払が期間を五年以上の期間とする割賦支払の方法による」ととされているときは、前条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、当該住宅に係る割賦支払の期間（その割賦支払の期間が五年を超える場合にあっては、その割賦支払の開始の日から少なくとも五年間）にわたつて、毎年、当該期間に係る割賦金利息の全部又は一部に充てるため

ヘ 事業主及び当該事業主が構成員である事業主団体以外の者から当該転貸付けに係る住宅資金により住宅を取得する場合において、当該住宅の対価の支払が期間を五年以上の期間とする割賦支払の方法による」ととされているときは、前条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、当該住宅に係る割賦支払の期間（その割賦支払の期間が五年を超える場合にあっては、その割賦支払の開始の日から少なくとも五年間）にわたつて、毎年、当該期間に係る割賦金利息の全部又は一部に充てるため

、当該年に係る負担相当額以上の金額を、当該労働者に支払うこと。

(転貸貸付けを受けようとする事業主団体が負担軽減措置の全部又は一部を講じていない場合における事業主が講すべき負担軽減措置)

第二十三条 令第二十五条第二項の厚生労働省令で定める措置は、転貸貸付けを受けようとする事業主団体が前条第一号に規定する措置を講じている場合における次の各号に掲げる措置のうちいづれかの措置とする。

一・二 (略)

(福利厚生会社の範囲)

第二十四条 法第九条第三項の厚生労働省令で定める法人は、次の各号のいづれかに該当する法人とする。

一次のいづれにも該当する法人(次号の規定により厚生労働大臣が指定する法人を除く。)

イ 每会計年度において、当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する分譲に係る住宅購入のための貸付けに係る資金の額の総額の当該前会計年度における住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に占める割合が、百分の五十以上であること。

(転貸貸付けを受けようとする事業主団体が負担軽減措置の全部又は一部を講じていない場合における事業主が講すべき負担軽減措置)

第二十三条 令第二十五条第四項の厚生労働省令で定める措置は、転貸貸付けを受けようとする事業主団体が前条第一号に規定する措置を講じている場合における次の各号に掲げる措置のうちいづれかの措置とする。

一・二 (略)

(福利厚生会社の範囲)

第二十四条 法第九条第三項の厚生労働省令で定める法人は、次の各号のいづれかに該当する法人とする。

一次のいづれにも該当する法人(次号の規定により厚生労働大臣が指定する法人を除く。)

イ 每会計年度において、当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する分譲に係る住宅の譲渡価額の総額、当該労働者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額及び法第十条の三第一項第二号に規定する住宅の建設又は購入のための資金の額の総額の

ロ 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のための資金の貸付けの業務（以下この条において「住宅資金の貸付けの業務」という。）については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて経理していること。

二 当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の総数又は当該法人に出資する事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される勤労者の総数の合計数が相当程度以上である法人であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣が指定するもの

イ 主として住宅資金の貸付けの業務を行う法人であつて、毎会計年度において、当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額の当該前会計年度における住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に

合計額の当該前会計年度における分譲に係る住宅の譲渡価額の総額、住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額及び貸付けに係る住宅の建設又は購入のための資金の額の総額の合計額に占める割合が、百分の五十以上である」と。

ロ 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の分譲の業務、当該勤労者に対する住宅の建設又は購入のための資金の貸付けの業務（以下この条において「住宅資金の貸付けの業務」という。）及び法第十条の三第一項第一号に規定する住宅の貸付けの業務（以下この条において「住宅の貸付けの業務」という。）については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて経理していること。

二 当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の総数又は当該法人に出資する事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される勤労者の総数の合計数が相当程度以上である法人であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣が指定するもの

イ 主として住宅の分譲の業務、住宅資金の貸付けの業務又は住宅の貸付けの業務を行う法人であつて、毎会計年度において、当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する分譲に係る住宅の譲渡価額の総額、当該勤労者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の

占める割合が、おおむね百分の五十以上である」と。

の額の総額及び法第十条の三第一項第二号に規定する住宅の建設又は購入のための資金の額の総額の合計額の当該前会計年度における分譲に係る住宅の譲渡価額の総額、住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額及び貸付けに係る住宅の建設又は購入のための資金の額の総額の合計額に占める割合が、おおむね百分の五十以上であること。

ロ イに掲げる住宅資金の貸付けの業務を、健全に運営するに足りる経営基盤を有し、安定的にかつ継続して行うものであること。

ハ (略)

二 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者に対し、転貸貸付けに係る住宅資金の貸付けを行うに当たつて第二十二条第一号に規定する措置を講ずるものであること。

ハ (略)

二 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者に対し、分譲貸付けに係る住宅の分譲を行うに当たつて令第三十五条第一項第一号及び第十五条第二号に規定する措置を、転貸貸付けに係る住宅資金の貸付けを行うに当たつて第二十二条第一号に規定する措置を講ずるものであること。

(令第三十六条第二項の厚生労働省令で定める基準等)

第二十五条 令第三十六条第二項の厚生労働省令で定める基準は、その償還期間が三十五年以内の貸付金に係る住宅に係るものにあつては次の各号に、その償還期間が三十年以内の貸付金に係る住宅に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるものとする。
一 次のいづれかに該当するものであること。

(削る)

イ 主要構造部を耐火構造とした住宅であること。

ロ 準耐火構造の住宅（建築基準法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する住宅以外の住宅で、次のいずれかに該当するものをいう。次号イ(1)及び次条第一項第二号において同じ。）であること。

(1) 建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する住宅

(2) 次に掲げる耐火性能を有する構造の住宅に該当する住宅
(i) 外壁の屋外に面する部分及び軒裏を防火構造（建築基準法第二条第八号に規定する防火構造をいう。）としたものであること。

(ii) 屋根を不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造り、又はぶいしていること。

(iii) 天井及び壁の室内に面する部分が通常の火災時の加熱に十五分以上耐える性能を有するものであること。

(iv) その他住宅の各部分を防火上支障のない構造としたものであること。

ハ 次に掲げる基準に該当する住宅であること。

(1) 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）である壁、柱及び横架材は、木造とし、すみ柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、十二センチメートル（階数が二以上の住宅における通し柱であるすみ柱（すぎ、ひのき、ひばその他

これらと同等以上の耐久性を有するものとして、機構が指定する建築材料又は直接外気に接する構造であることその他これと同等以上の耐久性を有するものとして機構が指定する構造によるもの(除く。)にあつては、十三・五センチメートル。次号イ(2)及び次条第一項第三号イにおいて同じ。)以上であること。

(2) 基礎は一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地盤面からその上端までの高さは四十センチメートル以上であること。

(3) 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に二以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井の面積に対する割合は、原則として三百分の一以上とすること。

(4) 外壁の床下部分には、壁の長さ四メートル以下、「」とに、有效面積三百平方センチメートル以上の換気孔を設け、床下はコンクリート、防湿フィルムその他これらに類する材料で覆うこと。

(5) その他住宅の各部分は、耐久上支障のない措置を講じたものであること。

二 次に掲げる建設時期に係る基準に適合すること。

イ 主要構造部を耐火構造とした住宅又は次に掲げる基準に該当する住宅にあつては、建設時期が、機構が資金の貸付けの申込みを受理した日の属する年の二十五年前(当該申込みを受理し

た日の属する月が一月から三月までである場合にあつては、二十六年前)の年の四月一日以後であること。

(1) 建築基準法第二条第九号の(イ)(2)に掲げる基準に適合する住宅又は準耐火構造の住宅で、建築基準法施行令第百十五条の二の一第一項第一号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

(2) 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部を木造とする住宅にあつては、木造であるすみ柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、十二センチメートル以上であり、かつ、構造耐力上主要な部分であつて木造以外の構造である壁、柱及び横架材は、耐火構造であること。

(3) 前号ハ(2)から(4)までに掲げる基準に適合すること。

(4) 浴室、窓を有しない便所その他の湿気の滞留するおそれのある部分には、給気口及び排気機その他の換気上有効な換気設備を設けること。

(5) 共同住宅の用途に供する建築物内の住宅の給水、排水その他配管設備(配電管を除く。)で各戸に共用のものは、構

造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。

(6) その他住宅の各部分は、耐久上支障のない措置を講じたものであること。

ロ イに掲げる住宅以外の住宅にあつては、建設時期が、機構が資金の貸付けの申込みを受理した日の属する年の二十年前(当該申込みを受理した日の属する月が一月から三月までである場

合にあつては、二十一一年前)の年の四月一日以後であること。

三 構造耐力上主要な部分並びに給水、排水その他の配管設備及び電気設備が、安全上、衛生上及び耐久上支障のない状態であること。

四

地上階数三以上を有し、かつ、共同住宅の用途に供する建築物内の住宅にあつては、当該共同住宅に係る維持管理に関する規約及び修繕に関する計画が定められていること。

五 その他機構が定める住宅の維持管理に関する基準に適合すること。

六 次に掲げる住宅の構造に関する基準に適合すること。

イ 共同住宅の用途に供する建築物内の住宅の床で他の住宅との間のものその他の遮音上有効な構造とすべきものは鉄筋コンクリート造とし、その厚さは十五センチメートル以上であること。

ロ 屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じている屋根を除く。)

又は当該屋根の直下の天井並びに外気等(外気又は外気に通じている床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。)に接する壁、天井及び床は、気候条件に応じた、熱の遮断に有効な材料を用いること等により、室内の温度の保持に有効な構造となつていること。

ハ 共同住宅の用途に供する建築物内の住宅にあつては、給水、排水その他の配管設備(配電管を除く。)で各戸に共用のものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。

(削る)

ニ 共同住宅以外の住宅の給水、排水その他の配管設備（配電管を除く。）のうち主要なものは、点検口等により点検できるものであること。

ホ その他機構が定める基準に適合すること。

2 建築材料又は構造方法により、前項の規定により難い部分のある住宅であつて、同項の基準に該当する住宅と同等以上の耐久性を有すると認められる住宅については、機構は、令第三十六条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅とすることができる。

第二十五条の一 令第三十六条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。

一 主要構造部を耐火構造とした住宅であること。

二 準耐火構造の住宅であること。

三 次に掲げる基準に適合すること。

イ 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材は、木造とし、すみ柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、十二センチメートル以上であること。

ロ 前条第一項第一号ハからホまでに掲げる基準に適合すること

ハ、イ及びロに定めるもののほか、住宅の各部分は、耐久上支障のない措置を講じたものであること。

2 建築材料又は構造方法により、前項の規定により難い部分のある

住宅であつて、同項の基準に該当する住宅と同等以上の耐久性を有すると認められる住宅については、機構は、令第三十六条第三項の厚生労働省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅とすることができる。

(削る)

第二十五条の二の二 前二条の規定は、令第三十九条の三第二項において準用する令第三十七条第三項の厚生労働省令で定める基準及び令第三十九条の三第二項において準用する令第三十七条第四項の厚生労働省令で定める基準について準用する。

(事務代行団体の指定)

第二十五条 法第十四条第一項の事務代行団体（以下「事務代行団体」という。）の指定の基準は次のとおりとする。

一 定款等において、法第十四条の委託に係る事務（以下「この項において「委託事務」という。）の処理を行うことができる旨の定めがあること。

二 その構成員である事業主の総数が相当程度以上であり、かつ、当該事業主のうちに中小企業の事業主（法第十四条第一項に規定する中小企業の事業主をいう。以下同じ。）の占める割合が三分の二以上であること。

三～五 （略）

2 法人である事業主団体は、法第十四条第一項の指定を受けようとするときは、前項各号に掲げる基準に適合していることを明らかに

(事務代行団体の指定)

第二十五条の三 法第十四条の二第一項の事務代行団体（以下「事務代行団体」という。）の指定の基準は次のとおりとする。

一 定款等において、法第十四条の二の委託に係る事務（以下「この項において「委託事務」という。）の処理を行うことができる旨の定めがあること。

二 その構成員である事業主の総数が相当程度以上であり、かつ、当該事業主のうちに中小企業の事業主（法第十四条の二第一項に規定する中小企業の事業主をいう。以下同じ。）の占める割合が三分の二以上であること。

三～五 （略）

2 法人である事業主団体は、法第十四条の二第一項の指定を受けようとするときは、前項各号に掲げる基準に適合していることを明らかに

した申請書に、定款又は寄附行為、登記事項証明書その他参考となるべき書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第十四条第一項の事務の委託の方式)

第二十五条の二 (略)

(法第十四条の二第一項の事務の委託の方式)

第二十五条の四 (略)

(法第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める事務)

第二十五条の五 法第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める事務は、第十四条の四に規定する法第八条の二第三号の助成金の支給の請求に係る事務とする。

(勤労者の同意の方法)

第二十五条の三 中小企業の事業主が、法第十四条第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつてている事務代行団体に事務を委託しようとするときは、書面により勤労者の同意を得なければならない。

(勤労者の同意の方法)

第二十五条の六 中小企業の事業主が、法第十四条の二第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつてている事務代行団体に事務を委託しようとするときは、書面により勤労者の同意を得なければならない。

(法第十四条第二項の事務の委託の方式)

第二十五条の四 中小企業の事業主が、法第十四条第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつている事務代行団体に事務を委託するときは、当該中小企業の事業主が処理すべき事務について、その事業場ごとに一括して委託を行わなければならない。

第二十五条の七 中小企業の事業主が、法第十四条の二第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつている事務代行団体に事務を委託するときは、当該中小企業の事業主が処理すべき事務について、その事業場ごとに一括して委託を行わなければならない。

かにした申請書に、定款又は寄附行為、登記事項証明書その他参考となるべき書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

の場合において、当該委託に係る契約は、書面により締結しなければならない。

(報告)

第二十六条 厚生労働大臣は、必要と認めるときは、その都度文書により、法第十七条第二項第一号の労働者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしている労働者（払込代行契約（法第六条第九項に規定する払込代行契約をいう。以下この条において同じ。）を締結している労働者を除く。）を雇用する事業主又は法第十七条第二項第二号の払込代行契約を締結し、若しくは法第十四条の規定により委託を受けている事務代行団体に対し、同項に規定する事項について報告を求めることができる。

附 則

1
(略)

2 令附則第二項の厚生労働省令で定める額は、三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）とする。

3 令附則第二項の厚生労働省令で定める数は、三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を

第二十六条 厚生労働大臣は、必要と認めるときは、その都度文書により、法第十七条第二項第一号の労働者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしている労働者（払込代行契約（法第六条第九項に規定する払込代行契約をいう。以下この条において同じ。）を締結している労働者を除く。）を雇用する事業主又は法第十七条第二項第二号の払込代行契約を締結し、若しくは法第十四条の二の規定により委託を受けている事務代行団体に対し、同項に規定する事項について報告を求めることができる。

附 則

1
(略)

主たる事業とする事業主については百人)とする。

4

令附則第七項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る転貸貸付けに対する第二十二条の規定の適用については、同条中「令第三十五条第一項の」とあるのは「令附則第八項の規定により読み替えて適用する令第三十五条第一項の」と、同条第一号ロ中「期間とする」とあるのは「期間とし、かつ、当該転貸貸付相当額について当該転貸貸付けに係る貸付金の据置期間に相当する期間以上の据置期間を設ける」とする。

5

令附則第七項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る転貸貸付けに対する第二十三条の規定の適用については、同条中「令第三十五条第二項」とあるのは「令附則第八項の規定により読み替えて適用する令第三十五条第二項」と、「前条第一号」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えて適用する前条第一号」とする。

2

令附則第八項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る転貸貸付けに対する第二十二条の規定の適用については、同条中「令第三十五条第三項の」とあるのは「令附則第十項の規定により読み替えて適用する令第三十五条第三項の」と、同条第一号ロ中「期間とする」とあるのは「期間とし、かつ、当該転貸貸付相当額について当該転貸貸付けに係る貸付金の据置期間に相当する期間以上の据置期間を設ける」とする。

3

令附則第八項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る転貸貸付けに対する第二十三条の規定の適用については、同条中「令第三十五条第四項」とあるのは「令附則第十項の規定により読み替えて適用する令第三十五条第四項」と、「前条第一号」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えて適用する前条第一号」とする。